

別記第5号様式（第7条関係）

一般廃棄物処理業等（収集運搬業・処分業・浄化槽清掃業）許可証

許可第5-5号

令和5年9月29日

旭川市新星町1丁目1番9号

旭東清掃株式会社

代表取締役 成田 義勝 様

和寒町長 奥山

盛



令和5年9月21日付けで申請のあった、一般廃棄物（収集運搬業・処分業・浄化槽清掃業）については、これを許可します。

取扱一般廃棄物の種類	一般廃棄物
業の区分	一般廃棄物収集運搬業
許可の有効期限	令和5年10月17日から 令和7年10月16日まで（2年間）
廃棄物の処分先	和寒町リサイクルセンター 和寒町一般廃棄物最終処分場
許可区域	和寒町区域内

遵守事項

1. 許可証は、他人に譲渡又は貸与しないこと。
2. 許可証の有効期限が満了したとき、又は事業を休廃止、若しくは許可を取り消されたときは許可証の返還をすること。
3. その他関係法令、条例及び規則の規定を遵守すること。